

議長所感の趣旨に沿った議会運営を求める申入れ

本年七月三十一日、衆議院議長から国会議員と行政府に向けた異例の所感が発表された。

憲法前文と四十一条の文言を引用しつつ、前国会では「法律の制定や行政監視における立法府の判断を誤らせるおそれのあるもの」や「行政執行の公正さを問われた諸々の事案」など、「民主的な行政監視、国民の負託を受けた行政執行といった点から、民主主義の根幹を揺るがす問題」が生じたとする。その上で、行政府と立法府に対し、深刻な自省と改善を求める内容である。

しかしながら、政府と与党は「自省と改善」に取り組むどころか、今国会の重要広範議案である、いわゆる入管法改正案の審議において、法案自体の内容、法案審査に不可欠な資料、法案審査の手続きのそれぞれの面で、更なる民主主義の根幹を揺るがす問題を生じさせている。

立法府の長である衆議院議長による異例の所感がこのまま政府と与党によって無視されるようであれば、国会の権威は地に落ち、国民の国政への信頼は修復不可能となる。

議長におかれては、現在の国会がこうした危機的状況にあることを強く認識して頂き、本日夜刻に職権で定例日外の開催が決定されている法務委員会につき、法務委員長に対して中止するようご指示頂きたい。また、今国会で強引に成立させようとするのではなく、十分な時間をとって慎重な審議が行われるよう、ご高配をして頂きたい。

平成三十年十一月二十六日

立憲民主党	辻元	清美
国民民主党	原口	一博
無所属の会	広田	一
日本共産党	穀田	恵二
自由党	日吉	雄太
社会民主党	照屋	寛徳

衆議院議長 大島理森 殿

法務委員会における入管法審議について（見解）

平成三十年十一月二十六日

立憲民主党	山尾志桜里
国民民主党	階 猛
無所属の会	黒岩 宇洋
日本共産党	藤野 保史

（本法案の内容に関する問題点）

本法案では、「特定技能」なる在留資格を得るために必要な日本語能力を含めた技能、知識の水準、新たな在留資格が認められる業種と受入れ人数、新たな在留資格による外国人労働者の処遇の水準などが法文上明らかでない。

政府は、本法案成立後に省令で規定するとするが、制度の根幹部分が国会の関与なしに決められるなら、国会を唯一の立法機関とする憲法四十一条の規定に反すると共に、行政執行の公正さにも疑いが生じる。

本法案が「準備不足」であることは法務委員会の与党筆頭理事ですら公の場で認めている。こうした内容不十分な法案を政府が国会に提出することは、国会を冒瀆している。

（本法案の審査に不可欠な資料に関する問題点）

本法案施行により増加する外国人労働者の見込み数とその根拠、「特定技能一号」資格を得る外国人労働者の供給源たる技能実習制度の運用状況などは、本法案を審議する上で不可欠な情報であり、これに関する正確な資料を政府は審議の前に開示すべきであった。

しかしながら、前者については本会議で本法案の代表質問が行われた日の翌日に数値だけが示され、算定根拠が示されたのはその翌々日の夜であった。

また、後者に至っては昨年失踪した技能実習生約二千八百名の聴取票の開示を我々が求めたのに対し、法務省はプライバシー侵害や刑事訴追のおそれなどを口実にこれを拒んだ上、聴取結果を取りまとめた資料だとして、あたかも現行制度に問題がないかのような内容を記載したものを提示し続けてきた。

ところが、度重なる交渉の結果、聴取票の一部議員への閲覧が認められた途端、法務省は取りまとめ資料には数値とそれに基づく評価の面で著しい誤りがあることを認め、謝罪するに至った。さらに、その後訂正された資料についても不適切な表現が散見され、法務大臣は再修正を検討している。

前国会では、財務省の文書改ざん、厚労省の不適切なデータ、防衛省のずさんな文書管理が問題となり、議長談話でも再発防止を求めたにも拘わらず、何ら改善が見られず極めて由々しき事態である。

(本法案の審査手続に関する問題点)

以上のとおり、本法案の内容の根幹に不備があり、審査に不可欠な資料も未確定であるところ、本来であれば法務委員会で法案をできる状況ではない。しかしながら、現下の全国的に深刻な人手不足と本法案に対する国民の関心の高さに鑑み、我々はできるだけ積極的に審議に応じ、建設的な議論を行うよう努めてきた。

にもかかわらず、法務委員長と与党理事は、前述の資料の誤りで審議が長時間中断した十六日には、別の内閣提出法案の政府質疑、採決を終えた後、一般質疑、本法案の趣旨説明、政府質疑のいわゆる「五階建て」の委員会運営を深夜までかけて強行しようとした。

さらに、二十一日の七時間の政府質疑の後の午後六時過ぎに、法務委員会の定例日ではない翌二十二日に本法案の参考人質疑に加え、政府質疑を行うことを委員長職権で決定し、二十二日の審議終了後の午後七時頃には、やはり定例日ではない二十六日にも政府質疑を行うことを委員長職権で決定した。

しかもこの間、我々の度重なる要請にもかかわらず、前述の失踪した技能実習生約二千八百名の聴取票の写し配布に政府と与党が応じないため、委員会が開催されていない時間は閲覧を許された我々の会派に所属する法務委員が聴取票の転記と分析に忙殺されている。定例日以外に政府質疑を行う余力はない。法務省ほか本法案に関係する各省の職員の側も、必要な資料の不備を補い、急遽設定される政府質疑への答弁を準備するため、連日深夜にわたる長時間労働を強いられている。

そもそも、本法案の審議にとどまらず内閣提出法案一般について、政府と各議員が十分な準備をした上で充実した議論が行えるよう、①政省令への委任事項の適正化、②審議に必要な資料の正確な作成と迅速な開示、③常任委員会の定例日開催の厳守、を政府と与党は確実に実行すべきである。

ところが、これまでの各方面に無理を強い、悪影響を及ぼすような異常な委員会運営を行う理由につき、二十二日の理事会で、自民党理事の一人は「会期末が十二月十日と決まっているからだ」と信じた発言を行った。自民党国対委員長も本法案の二十七日の衆院通過を目指す旨発言したと報じられている。審議の内容、方法を問わず短期間で採決しようという姿勢は議会制民主主義の本質を踏みにじるものであり、断じて容認できない。

以上